

高齢者・障害者が地域 で安心して暮らせるように

わが国の認知症高齢者は推定で約180万人、知的障害者は約55万人、精神障害者は約303万人といわれています。

これらの方々の中には、判断能力が十分ではないために適切な福祉サービスの利用手続や、金銭管理で困っていたり、不当な訪問販売などによる権利侵害を受けたりするなど様々な不利益を被ることがあり、被害の事例も年々増加しています。

このような不利益を受けないように、判断能力が十分でない方に対し、手助け・援助を行うことを



目的とした制度として、日常生活自立支援事業（広島県では、福祉サービス利用援助事業（通称「かけはし」と呼ばれています）と成年後見制度があります。

福祉サービス利用援助事業「かけはし」とは

専門員や生活支援員が、認知症や障害により判断能力が十分でない方々のために、日常生活を安心して暮らすことができるよう、様々な手助けを行います。

例えば、ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用手続等を一人で行うのが不安な方に対して、情報提供や利用手続きの手助けをします。

他にも、日常生活に必要な公共

料金などの支払い手続きがわからないといったことで困っている方に代わって、生活費に要する預貯金の払い出し、家賃の支払い等を行ったり、利用者にとって大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりしたりなどの支援を行います。

成年後見制度とは

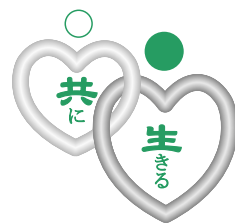
成年後見制度は、大きく分けて任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書にて結んでおくものです。

これに対して法定後見制度は、認知症や障害により判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをしてその方を援助してくれる人を選任してもらう制度です。

選任された成年後見人等は、利用者の代わりに財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を代行し、悪質な訪問販売業者による消費契約の解約や不動産の売却、本人のための財産活用などを本人に代わって行います。

心のふれあい



地域で安心して暮らせるように

「かけはし」も成年後見制度も、どちらの制度も判断能力の十分でない方に対して援助を行うものがあり、利用者にとっては自らの権利の擁護、生活の安心の手助けとなる非常に重要な制度です。

しかし、判断能力が十分でない方々がまだまだ適切な制度やサービスにたどり着けず、深刻な権利侵害にさらされている事例が数多く潜行しているおそれがあるのが実情です。

権利をまもる制度があるとみなさんが知ることが、安心して暮らせる社会の実現につながります。

相談及び問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎22-5131
福祉保健課 ☎22-7743